温暖化対策・環境創造・資源循環委員会資料 平 成 2 4 年 5 月 1 7 日 資 源 循 環 局

災害廃棄物の広域処理について

4月20日開催の常任委員会で、4月17日付環境省告示「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理に関する基準等」について説明いたしましたが、その後、国から広域処理の要請(3月23日付)がありました大船渡市、陸前高田市の災害廃棄物の状況について、神奈川県及び3政令市で現地調査を行いましたので、その結果について報告いたします。

1 現地調査

(1) 調查日

5月7日~5月8日

(2) 調査先

岩手県庁、大船渡市役所、陸前高田市役所等

(3) 調査結果

- ・ 受入要請のあった岩手県大船渡市、陸前高田市の災害廃棄物については、 太平洋セメント大船渡工場での処理が進んでいます。
- ・ 岩手県では、当初、災害廃棄物の発生量は435万トンあり、そのうち木くずを中心に57万トンの広域処理を必要としていましたが、発生量や性状が当初計画と異なってきたことから、5月末を目途に処理計画の見直しを進めています。なお、その中でも可燃性廃棄物の広域処理の必要性が示される予定です。

2 県及び3政令市の協議状況

- ・ 災害廃棄物を受け入れる場合の処理については、3 政令市の焼却工場で災害 廃棄物を焼却した後、神奈川県が所有する最終処分場(かながわ環境整備 センター:横須賀市芦名)で災害廃棄物の受入量に相当する焼却灰を埋立処分 することを基本に、現在、検討を進めています。
- ・ 県の最終処分場の利用については、県は引き続き誠意を持って丁寧に説明していくとしており、また、岩手県の計画見直しの状況も踏まえ、今後も、県及び3 政令市の協議を進めていきます。